

最低制限価格制度、 低入札価格調査制度の改正について

福井県土木部
土木管理課

入札制度の改正方針

- ・低入札対策の強化として、最低制限価格および低入札調査基準価格の引上げ

実施時期

- ・H25.4.1以降の公告・指名通知案件より

低入札対策の強化(最低制限価格等の引上げ)

< 建設工事 >

最低制限価格、低入札価格調査制度の改正

【改正前】

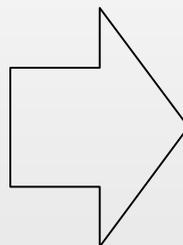
【算定式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費 × 0.30

【設定範囲】

予定価格の

7/10 ~ 9/10の範囲内



【改正後】

【算定式】

- ・直接工事費 × 1.00
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.80
- ・一般管理費 × 0.30

【設定範囲】

予定価格の

80/100 ~ 92/100の範囲内

低入札対策の強化(最低制限価格等の引上げ)

<建設工事に係る委託業務>

最低制限価格制度の改正

【算定式】

現行から変更なし。

【設定範囲】

最低制限価格の範囲を新たに設定。

予定価格の80/100 ~ 92/100の範囲内

(参考) 最低制限価格基準額算定式

区分	算定式	
設計	土木	直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×3/10
	農林	直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10
	建築	直接人件費+特別経費+技術料等経費×6/10+諸経費×6/10
測量(用地測量含む。)	直接測量費+測量調査費+諸経費×4/10	
調査	地質調査	直接調査費+間接調査費×9/10+解析等調査業務費×7.5/10+諸経費×4/10
	補償調査	直接人件費+直接経費+その他の原価の額×9/10+一般管理費等×3/10
	道路・河川環境調査等	直接人件費+直接経費+技術経費×6/10+諸経費×6/10